女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月
下　川　町

下川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

下　　川　　町

下川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、下川町が策定する特定事業主行動計画である。

１．本計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

２．女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

３．女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

数値目標等

【目標①】職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

平成 26 年度　月平均一人当たり超過勤務時間：11.1 時間（対象 87 名）

計画期間の目標値：月平均一人当たり超過勤務時間を 2.1 時間（28%）減らす。

【目標②】主査職以上の女性職員の割合

平成 26 年度の実績：9.0%（町長部局総数 122 名のうち女性 11 名）

計画期間の目標値：10.0%

【目標③】管理的地位（課長職、主幹職）にある職員に占める女性職員の割合

平成 26 年度の実績：6.9%（管理職 29 名のうち女性 2 名）

計画期間の目標値：8.0%

【目標④】採用した職員に占める女性職員の割合

平成 26 年度の実績：0.0%（採用者 1 名うち女性 0 名）

計画期間の目標値：20.0%

【目標⑤】平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）

定年まで在職するケースがほとんどであり、離職率等の男女差異はなし。

【目標⑥】男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

平成 26 年度の実績：男性職員 0.0%、取得期間 0 日

女性職員 100.0%　取得期間 75 日（1 名）

計画期間の目標値：男性職員の実績をつくる。

【目標⑦】男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

平成 26 年度の実績：配偶者出産休暇取得率 0.0%、取得期間 0 日

育児休暇取得率 0.0%、取得期間 0 日

計画期間の目標値：男性職員の実績をつくる。

４．女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

３．で掲げた数理目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局において、それぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標に対する取組内容

【目標①】業務に応じた人事の適性配置・職員採用などにより超過勤務の減少を図る。

【目標②】主任職、主事職の女性職員に対し、積極的に研修を受講させるなど、主査職となるべき職員の育成を図る。

【目標③】課長職、主幹職、主査職の女性職員に対し、積極的に研修を受講させるなど、管理職となるべき職員の育成を図る。

【目標④】積極的に町の PR を行い、イメージアップを図るとともに、広報誌等を通して試験の実施の周知を図る。

【目標⑥】男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る。

【目標⑦】制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働きかける。